

総務消防常任委員会会議録

- 1 日 時 平成30年9月13日(木)
午後0時55分～午後0時59分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 相澤祐司 副委員長 大沼宗彦
委員 菅原和子 委員 吉田良
委員 荒川洋平 委員 小野泰弘
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 総務部長 渋谷武志
出席をした 税務課長 菊地俊雄
者の職氏名 税務課長補佐 浅見智彦
税務課市民税係長 岩渕康二
- 6 事務局職員 事務局 長 小野寺 俊
次 長 加藤 勤
主 査 丹野 宏 俊
- 7 付議事件
(1) 議案第94号 名取市災害被害者に対する市税の軽減又は免除等に関する条例及び名取市平成23年東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例

午後0時55分 開会

○委員長（相澤祐司） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから総務消防常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、総務部長、及び税務課長等の出席を求めておりますので、報告いたします。

以上で報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

議案第94号 名取市災害被害者に対する市税の軽減又は免除等に関する条例及び名取市平成23年東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。大沼宗彦委員。

○委員（大沼宗彦） 第1条に「名取市災害被害者」、第2条に「名取市平成23年東日本大震災による災害被害者」とありますが、この第1条の「名取市災害被害者」とは、当市が災害に遭ったときに認定をするような場合に適用する条項と捉えてよろしいのでしょうか。

○委員長（相澤祐司） 答弁、税務課長。

○税務課長（菊地俊雄） お見込みのとおりです。第1条の「名取市災害被害者」とは、震災や風水害、落雷、火災といったものに罹災した場合に適用になるものです。

○委員長（相澤祐司） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） ほかになしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第94号 名取市災害被害者に対する市税の軽減又は免除等に関する条例及び名取市平成23年東日本大震災による災害被害者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（相澤祐司） 起立全員であります。よって、議案第94号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

議案第94号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（相澤祐司） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

○委員長（相澤祐司） 以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後0時59分 散会

平成30年9月13日

総務消防常任委員会

委員長 相澤祐司